

守山まるごと活性化プラン検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 市長は、自然資源や歴史資源等の地域に存在する様々な地域資源を活用することで、本市全域を活性化し、より一層の「誇り」と「愛着」の持てるまちづくりを推進するとともに、人と人の絆を更に強化することを目的に策定する守山まるごと活性化プラン（以下「プラン」という。）の検討を進めるため、守山まるごと活性化プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、全体会議および学区別会議により組織する。

(全体会議)

第3条 全体会議は、25名程度の委員をもって構成する。

2 全体会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学区長および公共的団体ならびに市内事業所の代表者
- (3) 公募の市民
- (4) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(学区別会議)

第4条 学区別会議は、学区毎に設置するものとし、それぞれ30名程度の委員をもって構成する。

2 学区別会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会の代表者
- (2) 自治会の代表者が指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(所掌事務)

第5条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 全体会議

- ア プランの素案策定に関すること。
- イ 地域資源を活用した市域全体の活性化策の検討に関すること。
- ウ 学区毎に検討される活性化策の整理および調整に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(2) 学区別会議

- ア 地域資源を活用した学区の活性化策の検討に関すること。
- イ 全体会議の委員長が指示した事項に関すること。
- ウ アおよびイに掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員長および副委員長)

第6条 全体会議に委員長および副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、全体会議を代表し、全体会議の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(座長)

第7条 学区別会議に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、学区別会議を代表し、学区別会議の会務を総括する。

(任期)

第8条 委員会の委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(会議の招集等)

第9条 委員会の会議の招集等は、次のとおりとする。

(1) 全体会議

ア 全体会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

イ 全体会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

ウ 全体会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

エ 委員長が特に必要と認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴取することができる。

(2) 学区別会議

ア 学区別会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

イ 学区別会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

ウ 学区別会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

エ 座長が特に必要と認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴取することができる。

(報告)

第10条 全体会議の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて市長に報告し、また指示を受けて所掌事務の推進を図るものとする。

2 学区別会議の座長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて、全体会議の委員長に報告し、または指示を受けて所掌事務の推進を図るものとする。

(報償)

第11条 全体会議の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。

2 全体会議および学区別会議の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内に

において報償金を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

4 学区別会議の委員に対しては、報償金を支払わない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、政策調整部みらい政策課において処理する。

2 学区別会議の学区毎の事務局は各地区会館とし、事務局長は、別に定める守山まると活性化プラン策定プロジェクトチームの部員の中から充てる。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

